<巻末資料>

環境保全目標

環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、環境 基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、環境保全目標 について必要な改訂を行います。

1 大気汚染

項	目	目 標 値	対象地域
二酸	化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は それ以下であること	
光化学ス	トキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppm C から 0.31ppm C の範囲内又はそれ以下であること	
浮 遊 粒	子状物質	1時間値の 1 日平均値が $0.10~mg/m^3$ 以下であり、かつ、 1 時間値が $0.20~mg/m^3$ 以下であること	府内全域
二酸	化 硫 黄	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	ただし、工業専 用地域、車道そ
一酸	化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	の他一般公衆が 通常生活してい ない地域または
ベン	ゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m³以下であること	場所について
トリクロ	コロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m³以下であること	は、適用しない
テトラク	, ロロエチレ	1 年平均値が $0.2 \text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
ジクロ	ロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m³以下であること	
微小粒	子状物質	1 年平均値が $15\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であり、かつ、 1 日平均値が $35\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であること	
ダイオ	キシン類	年間平均値が 0.6pg-TEQ/ m ³ 以下であること	
悪	臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	府内全域

- (注) 1 二酸化窒素、微小粒子状物質(1日平均値に係る目標値)に係る評価は、年間における1日平均値 のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で行う。
 - 2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。
 - ・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
 - ・長期的評価は、年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。

ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱は しない。

2 水質汚濁

① 健康項目 (河川、海域、湖沼等)

項目	目 標 値	対 象 水 域
カドミウム	0.003 mg/L以下	
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.05 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
РСВ	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	全
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	公
シスー1, 2-ジクロロエチレ	0.04 mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	共
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	用
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	水
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	—
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下	

- (注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPC Bについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値 が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)4のとおり。
 - 2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。
 - 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 - 4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が 0.0005 mg/Lを超える検体数が調査対象 検体の 37%以上である場合を不適とする (昭和 49 年 12 月 23 日付け環水管第 182 号)。

②生活環境項目

ア河川

	類型	A A	A	В	С	D	Е
	利用目的 の適応性 項 目	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下 の欄に掲げ るもの	水 道 2 級 水 産 1 級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	水 産 3 級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2 級 農 業 用 水 及びEの欄に 掲げるもの	工業用水3級環境保全
	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
目	生物化学的酸素 要求量(BO D)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	10 mg/L 以下
標	浮遊物質量 (SS)	25 mg/L 以 下	25 mg/L 以 下	25 mg/L 以 下	50 mg/L 以 下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと
値	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以 上	7.5mg/L 以 上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L以上
	大腸菌群数	50 MPN /100mL 以下	1,000 MPN /100mL 以下	5,000 MPN /100mL 以下	_		_
対象水域等 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりと					- 引表のとおりとす	- a	

(注) 1 目標値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とす

る。

3 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

4 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

5 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産

生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

6 工業用水1級:沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

7 環境保全:府民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項			目標値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノ ール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	対象水域等
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産卵 場(繁殖場)又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な 水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型は
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	別表のとお りとする
生物 特B	生物Aまたは生物Bの水域の うち、生物Bの欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場)又	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

		は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域				
--	--	---------------------------	--	--	--	--

(注) 目標値は、年間平均値とする。

イ 海 域

	類型	A	В	С		
	利用目的 の適応性 項 目	水 産 1 級 水 浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲 げるもの	水 産 2 級 エ 業 用 水 及びCの欄に掲げるもの	環境保全		
	水素イオン濃度 (p H)	7.8 以上 8.3 以下	7.8 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下		
目	化学的酸素要求量 (COD)	2 mg/L以下	3 mg/L以下	8 mg/L以下		
標	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L以上	5 mg/L以上	2 mg/L以上		
値	大腸菌群数	1,000 MPN/100mL以下	_	_		
	ノルマルヘキサン 抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	_		
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする				

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。
 - 2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL 以下とする。
 - 3 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 4 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

5 環境保全:府民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目類型	利用目的の適応性	全 窒 素	標 値 全 り ん	対象水域等
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げる もの (水産2種及び3種を除く)	± 至 系 0.2 mg/L以下	2.02 mg/L以下	
П	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	対象水域及びその 水域が該当する水 域類型は別表のと
Ш	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	おりとする
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	

- (注) 1 目標値は、年間平均値とする。
 - 2 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 3 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される 水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

4 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

項					
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノー ル	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	対象水域等
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以 下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	対象水域及びその水域が該
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以 下	0.0007mg/L 以 下	0.006mg/L 以下	当する水域類 型は別表のと おりとする

(注) 目標値は、年間平均値とする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型

区		>>+111 1 1 h :		Andre	該当	í類型
分	L	河川水域名		範囲	BOD等	水生生物保全
	淀	川下流	(1)	(宇治川合流点から長柄橋まで)	В	生物B
	淀	川下流	(2)	(長柄橋より下流)	С	生物B
	船	橋	Ш	(全 域)	В	生物B
淀	穂	谷	Щ	(全 域)	В	生物B
川水	檜	尾	Ш	(全 域)	В	生物B
域	天	野	Ш	(奈良県界より下流)	В	生物B
	芥	JII	(1)	(京都府界から脇塚橋まで)	AA	生物A
	芥	Л	(2)	(脇塚橋より下流)	A	生物B
	水	瀬	Ш	(全 域)	A	生物A
	神	崎	Ш	(安威川、猪名川を除く神崎川)	В	生物B
	天	竺	Щ	(全 域)	В	生物B
	安	威川上	流	(茨木市取水口より上流)	A	生物A
	安 (1)	威川下	流 (2)	(茨木市取水口から大正川合流点まで)	A	生物B
	安	威川下流	(3)	(大正川合流点より下流)	В	生物B
	佐	保川及び茨	木川	(全 域)	A	生物B
猪	大	正	Л	(全 域)	A	生物B
名	勝	尾寺	Л	(全 域)	A	生物B
川水	猪	名 川 上	流	(箕面川合流点より上流)	A	生物B
域	猪	名川下流	(2)	(藻川分岐点から藻川合流点まで)	D	生物B
	箕	面 川	(1)	(箕面市取水口より上流)	AA	生物A
	箕	面川	(2)	(箕面市取水口から兵庫県界まで)	A	生物B
	余	野	Л	(全 域)	A	生物A
	千	里	Л	(全 域)	A	生物B
	田	尻	Л	(兵庫県界より上流)	A	生物A
	_	庫・大路と	た川	(京都府界から兵庫県界まで)	A	生物A
	Щ	辺	Л	(全 域)	A	生物A
	寝	屋川	(1)	(住道大橋より上流)	В	生物B
	寝	屋川	(2)	(住道大橋より下流)	D	-
寝屋	恩	智	Л	(全 域)	С	生物B
Щ	抽		Щ	(全 域)	D	_
水域	第	二 寝 屋	Щ	(全 域)	D	
	平	野川分水	路	(全 域)	D	_
	平	野	Л	(全 域)	D	
	大		Л	(大川全域及び城北川全域)	В	生物B
	堂	島	Щ	(全 域)	В	生物B
	土	佐 堀	Л	(全 域)	С	生物B
	道	頓 堀	Щ	(全 域)	В	生物B
大阪	正	連寺	Щ	(全 域)	В	生物B
市	六	軒 家	Л	(全 域)	В	生物B
内河	安	治	Л	(全 域)	В	生物B
川	尻	無	Щ	(全 域)	В	生物B
	木	津	Л	(全 域)	В	生物B
	木	津 川 運	河	(全 域)	В	生物B
	住	吉	Л	(全 域)	В	生物B
	東	横堀	Л	(全 域)	В	生物B

区							該当	類型
分		河川	水垣	成名		範囲	BOD等	水生生物保全
	石				Л	(全 域)	В	生物B
	Ŧ		早		Л	(全 域)	A	生物B
	天		見		Л	(全 域)	A	生物B
	石		見		Л	(全 域)	AA	生物A
大	飛		鳥		Л	(全 域)	С	生物B
和	梅				Щ	(全 域)	A	生物B
川水	佐		備		Щ	(全 域)	В	生物B
域	大	和	Щ	中	流	(桜井市初瀬取入口から浅香山まで)	С	生物B
	大	和	Ш	下	流	(浅香山より下流)	D	生物B
	東		除		Щ	(全 域)	С	生物B
	西	除	JI	I	(1)	(狭山池流出端より上流)	В	生物B
	西	除	JI	I	(2)	(狭山池流出端より下流)	D	_
	石		津		Щ	(全 域)	D	_
	和		田		Щ	(全 域)	С	生物B
	大	津	Щ	上	流	(泉大津市高津取水口より上流)	В	生物B
	大	津	Ш	下	流	(泉大津市高津取水口より下流)	С	生物B
	牛		滝		Щ	(全 域)	В	生物B
	松		尾		Щ	(全 域)	В	生物B
	横		尾		川	(全 域)	В	生物B
	父		鬼		Л	(全 域)	A	生物B
	春		木		Ш	(全 域)	D	_
	津		田		Л	(全 域)	Е	_
泉	近	木	Ш	上	流	(秬谷川合流点より上流)	В	生物B
州諸	近	木	Ш	下	流	(秬谷川合流点より下流)	D	_
河	見		出		Ш	(全 域)	Е	_
Ш	佐		野		川	(全 域)	Е	_
	樫	井	Ш	上	流	(兎田橋より上流)	В	生物B
	樫	井	Ш	下	流	(兎田橋より下流)	Е	_
	男		里		Ш	(全 域)	A	生物B
	金	熊	-	寺	Щ	(全 域)	A	生物B
	兎		砥		Ш	(全 域)	A	生物B
	山		中		Ш	(全 域)	A	生物B
	番				Ш	(全 域)	A	生物B
	大				Ш	(全 域)	A	生物B
	東				Щ	(全 域)	A	生物B
	西				Л	(全 域)	A	生物B

(注) 「一」は類型指定がされていないことを表す 平成29年1月27日改定

○海 域

COD等5項目

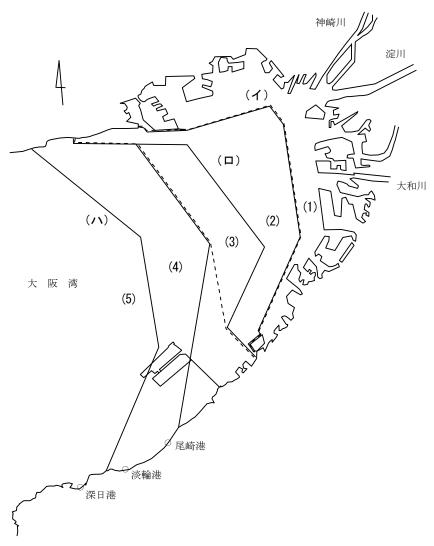
COD 4 9 4 1						
水域類	型指定					
水域	該当類型					
大阪湾(1)	С					
大阪湾(2)	В					
大阪湾(3)	A					
大阪湾(4)	A					
大阪湾(5)	A					
尾崎港	С					
淡輪港	С					
深日港	С					

・全窒素、全りん

水域類	型指定
水 域	該当類型
大阪湾(イ)	IV
大阪湾(ロ)	Ш
大阪湾(ハ)	П

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、 いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲 まれた海域をいう。

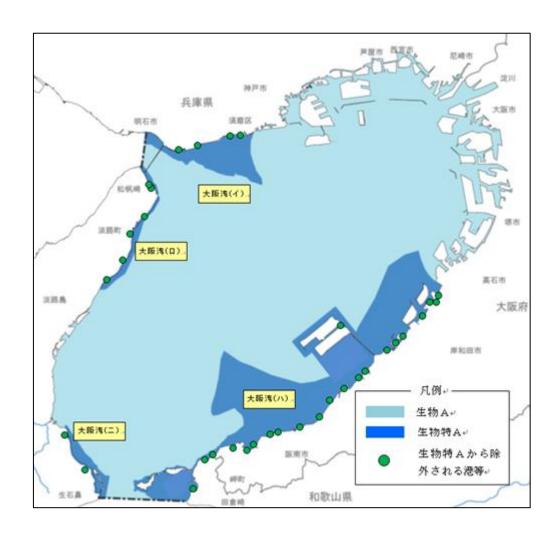
大阪湾水域類型



(注)---- は全窒素、全燐に係る水質環境基準の水域を表す。

•全亜鉛等3項目

工业组 (1 0)(1					
水域類型指定					
水域	該当類型				
大阪湾(全域。ただし、大阪湾(イ)	生物 A				
~ (二) に係る部分を除く。)					
大阪湾(イ)	生物特 A				
大阪湾 (ロ)	生物特 A				
大阪湾(ハ)	生物特 A				
大阪湾 (二)	生物特 A				



③ 特殊項目

ア河川

対象水域項目	上水道水源水域	その他の水域 (水域類型C以上の河川)
フェノール類	0.005 mg/L以下	0.01 mg/L以下
銅	0.05 "	0.05 "
溶 解 性 鉄	0.3 "	1.0 "
溶 解 性 マ ン ガ ン	0.05 "	1.0 "
全 ク ロ ム	0.05 "	1.0 "
アンモニア性窒素	0.1 "	1.0 "
陰イオン界面活性剤	0.5 "	0.5 "
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと	検出されないこと

イ 海 域

1 1 7 7			
対象水域項目	大 阪 湾 (3)(4)(5)	大阪湾(2)	大 阪 湾 (1) 尾崎港、淡輪港、深日港
フェノール類	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下
銅	0.02 "	0.02 "	0.02 "
溶 解 性 鉄	0.1 "	0.2 "	0.5 "
全 ク ロ ム	1.0 "	1.0 "	1.0 "
陰イオン界面活性剤	0.1 "	0.1 "	0.1 "

④ 底 質

ア河川

	•		
項	目	環境保全目標	対 象 水 域
P C	В	10 mg/kg	全公共用水域
水	銀	$25~\mathrm{mg}\mathrm{/kg}$	IJ.
ダイオキ	シン類	150 pg-TEQ∕g	IJ.

イ 海 域

項		目	環 境 保 全 目 標	対象水域			
Р	С	В	10 mg∕kg	全公共用水域			
水		銀	「底質の暫定除去基準について」(昭和 50 年 10 月 28 日環水管第 119 号 水質保全局長通知) に定める基準に該当しないこと	11			
ダイ	ダイオキシン類 150pg-TEQ/g						

3 地盤環境

① 地盤沈下

項		E	環境保全目標	対	象	地	域	
地	盤	高	地盤沈下を進行させない	府	内	全	域	

② 地下水質

項目	目 標 値	対	象	地	域
カドミウム	0.003 mg/L以下				
全シアン	検出されないこと				
鉛	0.01 mg/L以下				
六価クロム	0.05 mg/L以下				
砒素	0.01 mg/L以下				
総水銀	0.0005 mg/L以下				
アルキル水銀	検出されないこと				
РСВ	検出されないこと				
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下				
四塩化炭素	0.002 mg/L以下				
クロロエチレン (別名塩化ビニ ル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下				
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下			^	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下				
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	מלינ	Н		hat:
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	府	内	全	域
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	_			
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下				
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下				
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下				
チウラム	0.006 mg/L以下				
シマジン	0.003 mg/L以下				
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下				
ベンゼン	0.01 mg/L以下				
セレン	0.01 mg/L以下				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下				
ふっ素	0.8 mg/L以下				
ほう素	1 mg/L以下				
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下				
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下				

- (注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)3のとおり。
 - 2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。
 - 3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が 0.0005 mg/Lを超える検体数が調査対象 検体の 37%以上である場合を不適とする(昭和 49 年 12 月 23 日付け環水管第 182 号)。

③ 土壌汚染

	項	目		目 標 値	対象地域
カ	ド	ミ ウ	ム	検液 1 L につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地において米 1 kg に つき 0.4 mg未満であること	
全	シ	ア	ン	検液中に検出されないこと	
有	機	ŋ	ん	検液中に検出されないこと	
		鉛		検液 1 L につき 0.01 mg以下であること	
六	価	ク ロ	ム	検液 1 L につき 0.05 mg以下であること	
砒			素	検液 1 L につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15 mg未満であること	
総		水	銀	検液 1 L につき 0.0005 mg以下であること	
ア	ルキ	ル水	銀	検液中に検出されないこと	
Р		С	В	検液中に検出されないこと	
		銅		農用地(田に限る)において、土壌 1 kgにつき 125 mg未満であること	
ジ	クロ	ロメタ	ン	検液 1 Lにつき 0.02 mg以下であること	
四	塩	化 炭	素	検液 1 Lにつき 0.002 mg以下であること	
1 ,	2 - ジ	クロロエタ	ン	検液1Lにつき 0.004 mg以下であること	
1,	1 - ジク	ウロロエチレ	ノン	検液1 Lにつき 0.1 mg以下であること	府内全域
シス	1 - 1 , 2 -	ジクロロエチ	ノン	検液1 Lにつき 0.04 mg以下であること	
1,	1, 1-	トリクロロエク	タン	検液1Lにつき1mg以下であること	
1,	1, 2-	トリクロロエク	タン	検液1 Lにつき 0.006 mg以下であること	
1	リクロ	ロエチレ	ン	検液 1 Lにつき 0.03 mg以下であること	
テ	トラクロ	コロエチレ	ン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること	
1,	3 - ジク	クロロプロ〜	・シ	検液 1 Lにつき 0.002 mg以下であること	
チ	ウ	ラ	A	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること	
シ	マ	ジ	ン	検液1Lにつき 0.003 mg以下であること	
チ	オベ	ンカル	ブ	検液1 Lにつき 0.02 mg以下であること	
~	ン	ゼ	ン	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であること	
セ		レ	ン	検液1 Lにつき 0.01 mg以下であること	
ふ		つ	素	検液1 Lにつき 0.8 mg以下であること	
ほ		う	素	検液1Lにつき1mg以下であること	
ダ	イオ	キシン	類	土壌 1 g につき 1,000pg-TEQ 以下であること	

- (注) 1 検液とは土壌(重量)の10倍の水(容量)で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。
 - 2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

4 騒音・振動

① 環境騒音

ア 一般地域

地域	目	標値	
の類	昼 間	夜 間	対 象 地 域
型	午前6時から午後10時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立こんごう福祉センターの敷地
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第2章 の規定により定められた第一種低層住居専用地 域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住 居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田 園住居地域
В	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣 商業地域、商業地域、準工業地域(関西国際空 港及び大阪国際空港の敷地を除く。)及び工業地 域(関西国際空港の敷地を除く。)

イ 道路に面する地域

	目 標 値
地 域 の 区 分	昼 間 夜 間
	午前6時から午後10時まで 午後10時から翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下 55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下 60 デシベル以下
及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	00 / 2 1 / 1 00 / 2 1 / 1

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の 欄に掲げるとおりとする。

目 標	值
昼間	夜 間
午前6時から午後10時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る**目標**(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

- 注 (1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - ①道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。)
 - ②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般 自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に掲げる自動車 専用道路
 - (2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

② 航空機騒音

地域の類型	目 標 値	対	象	地	域
I	57 デシベル以下	第二種低層住居 住居専用地域、 園住居地域並ひ のない地域。 ただし、次に掲 1 関西国際3 2 国土利用	章の規定により定と専用地域、第一種 第一種住居地域、第 がに同法第8条第15 がる地域を除く。 ででででである。 ででででいる。 でである。 でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	中高層住居専用地 第二種住居地域、 頁第1号に規定す 敷地 Eにより定められた	域、第二種中高層 準住居地域及び田 る用途地域の指定 た森林地域であっ
П	62 デシベル以下	A	章の規定により定る 工業地域。ただし、 1を除く。		- 711 11711 - 711

③ 新幹線鉄道騒音

地域の類型	目 標 値	対	象	地	域
I	70 デシベル以下	り定められた第一種中高層住居: 域、第二種住居:	はめをする地域のうち。 一種低層住居専用地域、 専用地域、第二種中高 地域、準住居地域及び 規定する用途地域の指	、第二種低層住息 層住居専用地域、 田園住居地域並び	計専用地域、第 第一種住居地
П	75 デシベル以下		はめをする地域のうち。 隣商業地域、商業地域、		

- (注)「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より 左右両側それぞれ 300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線 鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 400メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分に ついては別途図面で表示する地域を含む。)をいう。
 - ④ 鉄軌道騒音、建設作業騒音、その他の飛行場騒音、振動、低周波音

項目	目	標	値	対	象	地	域
鉄 軌 道 騒 音							
(新幹線鉄道を除く)							
建設作業騒音	大部分の地域住民が日常生活にお		工業専用地域、車道その他一般公衆が 通常生活していない地域又は場所以外				
その他の飛行場騒音*	いて支障が	いて支障がない程度		通常生品していない地域又は場所以外 の地域			
振動							
低 周 波 音							

*…航空機騒音に係る環境基準の適用を受けない飛行場騒音を対象とする。